

# 転出届・転入届をお忘れなく

進学・就職・転勤などにより、引越しの多い季節になりました。  
鏡野町から転出される方は転出日の前後14日以内に、転入される方は転入した日から14日以内に、それぞれの手続きを行ってください。



こんなときは	届出	届出期間	手続きに必要なもの
他の市区町村から鏡野町に引っ越してきたとき	転入届	引つ越して から 14日以内	転出証明書(前住所地の市区町村長発行のもの、届出人の印鑑、国民年金手帳、住民基本台帳カード(発行を受けている方のみ))
鏡野町内で引っ越ししたとき	転居届	引つ越して から 14日以内	届出人の印鑑、国民健康保険証、住民基本台帳カード(発行を受けている方のみ)
鏡野町から他の市区町村へ引っ越すとき	転出届	引っ越しをする 14日前から 届出が可能	届出人の印鑑、国民健康保険証、印鑑登録手帳(印鑑登録をしている方のみ)、住民基本台帳カード(発行を受けている方のみ)
世帯主が変わったとき、世帯分離、世帯合併	世帯変更届	変更のあつた日から 14日以内	届出人の印鑑、国民健康保険証

- 転出届をされますと転入先へ提出する「転出証明書」を発行します。この証明書を持つて新しい住所地の市区町村役場で転入手続きをしてください。
- 転出届をされると、新しい住所地の市区町村役場で転入手続きをしてください。
- 右記の届出は、本人または世帯主が届け出るのが原則です。引越しをする人とは別の世帯の方が届け出る時は、本人または世帯主の委任状が必要です。
- 窓口に届出に来られた方の本人確認をさせていただきます。免許証・パスポート・住民基本台帳カード等、顔写真付きのものをご持参ください。
- 国民健康保険証・国民年金手帳は、加入されている方のみ必要になります。
- 介護保険・後期高齢者医療保険・乳幼児医療・児童手当等に該当する方は、それについて手続きが必要です。くわしくは本庁住民税務課及び各振興センター、または新住所地の市区町村へおたずねください。

## お問い合わせ先

本庁 住民税務課 住民窓口係  
電話(0868)54-2985  
奥津振興センター  
上齋原振興センター  
富振興センター

## お問い合わせ先

〈国民年金保険料専用ダイヤル〉 0570-011-050  
受付時間 月曜日 午前8時30分～午後7時00分  
火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
第2土曜日 午前9時30分～午後4時00分  
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時00分まで相談をお受けします。  
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
(津山年金事務所) 電話(0868)31-2363

# 後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)及び受給資格期間短縮のお知らせ

国民年金は、20歳から60歳までの40年の間、国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができる制度です。

しかし、この間に保険料を納められなかつた場合や、被保険者としての届出を忘れたことにより国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなつたり、年金そのものが受給できなくなつてしまつことがあります。このような事態を避けるために、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができます。既に老齢基礎年金を受給しているかたや、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度をご利用いただけませんのでご注意ください。

なお、後納保険料を納付するためには、事前にお申し込みいただき、審査を行ふ必要があります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。

転出届をされると、これまでの25年(300ヶ月)から10年(120ヶ月)に短縮されることが予定されています。(注2)  
右記の届出は、本人または世帯主が届け出るのが原則です。引越しをする人とは別の世帯の方が届け出る時は、本人または世帯主の委任状が必要です。

窓口に届出に来られた方の本人確認をさせていただきます。免許証・パスポート・住民基本台帳カード等、顔写真付きのものをご持参ください。

国民健康保険証・国民年金手帳は、加入されている方のみ必要になります。

介護保険・後期高齢者医療保険・乳幼児医療・児童手当等に該当する方は、それについて手続きが必要です。くわしくは本庁住民税務課及び各振興センター、または新住所地の市区町村へおたずねください。

## お問い合わせ先

〈国民年金保険料専用ダイヤル〉 0570-011-050  
受付時間 月曜日 午前8時30分～午後7時00分  
火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
第2土曜日 午前9時30分～午後4時00分  
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時00分まで相談をお受けします。  
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
(津山年金事務所) 電話(0868)31-2363